

○議案第 1 4 号 守口市障害者・高齢者交流会館条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

守口市障害者・高齢者交流会館は、障害者及び高齢者に交流の場及び機会を提供し、社会参加の促進を図るために設置されたものであり、これまでから、その目的を妨げない限りにおいて、目的外使用を許可してきたところである。しかしながら、本年度末をもって市民会館が廃止となること、また、施設利用の現状も踏まえ、施設のさらなる有効活用の観点から、行政財産使用料条例の趣旨に基づき、新たに目的外使用に係る使用料を徴収しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査の結果、特段の異論もなく、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、三浦委員におかれましては、公共施設を有効利用することに異論はないが、当該施設には物置状態の会議室も見受けられ、現状では有料化に適していないなどの理由から、杉本委員におかれましては、これまで無料での目的外使用を許可してきた施設を有料にすることは認められないとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。以上、委員長報告といたします。